

地域活動中の事故にご注意ください！

佐倉市内で、自治会活動・ボランティア活動中に、活動者がケガをしたり、付近の車に損害を与える事故が発生しています（令和５年度：傷害５件・損害賠償１件）。

これまでに実際に起こった事故事例の一部をご紹介しますので、地域活動の参考にしてください、引き続き安全な活動へのご協力をお願いいたします。

1 傷害補償の事故事例（活動者のケガに対する補償）

（１）イベント等の準備・片付け中の事故

- イベント準備中、物品を運んでいる際に、段差で転倒した。
- 安全確認のため、コースの下見中に濡れた落ち葉で足を滑らせ転倒した。
- 会場撤収時に、可動式の机の天板をたたむ際に、指を挟んだ。



（２）見守り活動・パトロール活動中の事故

- 防犯パトロール中、道路わきの段差で足をとられ転倒した。
- 子ども見守り活動中、路上でつまずき転倒した。



（３）木の伐採・草刈り活動中の事故

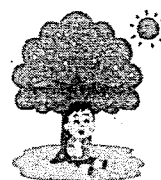
- 木の枝を伐採中、木が倒れてきて梯子から落下した。
- 伐採した木につまずき、転倒した。
- チェーンソーが木にはじかれたはずみで腕を切った。
- チェーンソーの使用時、手袋とともに手がチェーンソーとカバーの隙間に挟まれた。
- 他の参加者が付近で使用していた刈払い機に接触した。
- 草刈り活動中に参加者が熱中症になった。



*** 事故を起こさないために ***

下記のような工夫を行い、事故を未然に防ぎましょう。

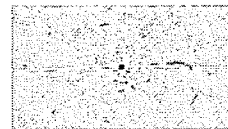
- ・ 休憩時間を確保し無理のない活動計画とする（特に夏季は熱中症にご注意ください）。
- ・ 指導者及び参加者の健康状態に配慮する。
- ・ 活動場所に危険がないか確認を行う。
- ・ 作業前に、作業中に予想される危険について話し合いを行う。



2 賠償責任補償の事故事例（活動中に他人の身体・財産に損害を与えた際の補償）

（1）木の伐採・草刈り活動中の事故

- 草刈り機の使用中に小石を飛ばし付近に停まっていた車両を傷つけた。
- 枝の伐採中に、枝が落下し通行車両に当たった。



（2）その他の活動中の事故

- 作業中に、他人から借りた物品を紛失してしまった。

刈払い機・チェーンソーの事故にご注意ください！！

刈払い機・チェーンソーによる事故が多く発生しています。ご使用の際は以下の事項を参考に、安全に留意して作業を行いましょう。

- ☐ ヘルメット・保護メガネ・手袋・安全靴等の防護具を装着する。
- ☐ 自動車や家屋の近くで作業する場合は防護ネットを使用する。
- ☐ 草刈り機に飛散防止カバーを取り付ける。
- ☐ 作業前に小石や枝等の除去を行う。足場の確認やつまずく物がないか確認する。
- ☐ 刃に挟まった異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う。
- ☐ 立ち木の伐採作業を行うときは、倒れる方向、転がる方向にも細心の注意を払い、自分自身の避難場所・経路もあらかじめ決めておく。
- ☐ 障害物や地面などにぶつかって起きる刃の跳ね（キックバック）に注意する。
- ☐ 事前に機器の点検を行う。



3 活動中に事故にあったら/事故を起こしてしまったら…

<佐倉市市民公益活動補償制度（令和6年度）>

自治会等が行う公益活動（清掃・防災・防犯・福祉活動等）中に起きた事故を対象とし、市が補償を行う制度です。事故が発生した場合は、自治人権推進課にご相談ください。

※事故報告の際は、団体の活動計画や当日の参加者名簿等の書類のご提出が必要です。

※活動内容や事故の状況によって対象とならない場合があります。

活動者のための補償です。イベントの来場者等は、補償対象外です。



▲佐倉市公式HP
「佐倉市市民公益活動
補償制度について」

○主な補償内容

- ◆傷害補償…死亡100万円、入院1日1,500円、通院1日1,000円 等
- ◆賠償責任補償…身体賠償 限度額 1人6,000万円（限度額 1事故2億円）、
対物賠償 限度額 1事故100万円 等

※事故が発生する危険性が高い活動を実施される際は、別途保険に加入することもご検討ください。